

昭和三十二年人事院規則九一二

人事院規則九一二（俸給表の適用範囲）

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基き、人事院規則九一二（特別俸給表の適用範囲）の全部を次のように改正する。

（総則）

第一条 給与法別表第一から別表第十一までのそれぞれの俸給表の適用については、この規則の定めるところによる。

（行政職俸給表（二）の適用範囲）

人事院規則九一二（昭和三十二年四月一日適用）

（総則）

第二条 行政職俸給表（二）は、次に掲げる職員に適用する。ただし、第一号から第八号までに掲げる者のうち、海事職俸給表（二）の適用を受ける者及び指令で指定する者を除く。

（行政職俸給表（二）の適用範囲）

一 守衛、巡視等の監視、警備等の業務に從事する者

二 用務員、労務作業員等の労務又は労務に從事する者

三 自動車運転手、車庫長等の業務に從事する者

四 機械工作工、電工、大工、印刷工、製図工、ガラス工等の製作、修理、加工等の業務に從事する者

五 建設機械操作手、ボイラー技士等の機器の運転、操作、保守等の業務に從事する者

六 電話交換手の業務に從事する者

七 理容師、美容師、調理師等の家政的業務に從事する者

八 前各号に準ずる技能的業務に從事する者

九 総トン数五トン未満の船舶、湖、川又は港のみを航行する船舶、総トン数三十トン未満の漁船及びその他しゅんせつ船等の作業船に乗り組む者並びに指令で指定する船舶に乗り組む者（専門行政職俸給表の適用範囲）

第二条の二 専門行政職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。
 一 植物防疫所又は那覇植物防疫事務所の植物防疫官及び小笠原総合事務所に勤務する職員で小笠原諸島の復帰に伴う村の設置及び現地における行政機関の設置等に関する政令（昭和四十三年政令第二百十二号）第十条第二項の規定に基づき植物防疫官の事務の処理に当たる者に指定されたもの

二 動物検疫所の家畜防疫官

三 特許庁の審査長、審査官、審査監理官、審判長、審判官及び指令で指定する職員

四 沖縄総合事務局、国土交通省海事局、地方運輸局又は運輸監理部の海事技術専門官及び船舶検査官

五 国土交通省航空局の航空情報管理管制運航情報官、技術管理航空管制技術官及び性能評価航空管制技術官並びに地方航空局又は航空交通管制部のシステム運用管理官、管制保安部長、航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、航空交通管理管制官、航空交通管理管制運航情報官、航空交通管理管制技術官及びシステム管理官

六 沖縄総合事務局、国土交通省海事局、地方運輸局又は運輸監理部の海技試験官

七 検疫所において港又は飛行場における検疫又は防疫の業務に從事する職員（医療職俸給表（一）、医療職俸給表（二）又は指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）で指令で指定するもの

八 検疫所又は地方厚生局の食品衛生監視員

九 國土交通省航空局の設計審査官及び飛行検査官その他の指令で指定する職員

十 國土交通省航空局又は地方航空局の運航審査官、航空機検査官及び航空從事者試験官

十一 航空保安大学校の教頭、研修調整官、教官、所長及び専門研修調整官

十二 運輸安全委員会事務局の事故調査官

十三 國税局の局長

十四 行政職俸給表（二）の適用を受ける者

第五条 税務職俸給表は、國稅府に勤務し、租稅の賦課及び徵収に関する事務等に從事する職員に適用する。ただし、次の各号に掲げる者を除く。
 一 國稅府の内部部局に勤務する者で、國稅府監察官、稅務相談官、監督評価官、國稅実查官、國稅調査官、國稅查察官及び指令で指定する職員以外のもの
 二 國稅不服審判所の所長、次長及び首席國稅審判官
 三 國稅局の局長
 四 行政職俸給表（二）の適用を受ける者
 五 その他指令で指定する者

第六条 公安職俸給表（二）は、次に掲げる職員に適用する。
 （公安職俸給表（二）の適用範囲）

一 警察庁の警察官及び皇宮護衛官並びに都道府県警察の警察官（次に掲げる者を除く。）並びにこれらと同種の業務に從事する職員で指令で指定するもの

（2）（1） 警察庁の長官、次長及び官房長並びに警察庁の内部部局の局長、部長及び課長
 警察大学校長

科学警察研究所長

皇宮警察本部長

管区警察局の局長及び警察支局の支局長

その他指令で指定する者

二 (6) (5) (4) (3)
管区警察局の局長及び警察支局の支局長
管区警察本部長
科学警察研究所長
三 入国者收容所及び地方出入国在留管理局の入国警備官
刑務所、少正刑務所、向置所又は矯正管区に勤務する者並びに矯正管区に勤務する開參第一部長、開參第二部長、教頭、教官、効果員正官及び指令で指定する職員。（さういん）、次に掲げる者
その他指令で指定する者

矯正管団の管団長

専ら庶務会計等の管理事務に従事する者

その他皆で指定する者

職俸給表（二）の適用範囲

公安職俸給表（二）は、次に掲げる職員に適用する。

最高検察官に事務局長を除く。

支那の政治と社会

卷之三

公安調査局の局長

専の庶務、三十等の管理事務二種事十品者

その世間で關注する者

少年院又は少年鑑別所に勤

専ら庶務、会計等の管理事務に従事する者

行政職俸給表(二) 又は

その他指令で指定する者

海上保安庁警備救難部若し

の擇ける者を除く

洋一傳宣所管但羽翼部の音量及び語長短では不適音の航行安全音量長短で安全音質長短

清高堂坐極以觀象一水未一畱相接

管口治 伊實不部の不部北乃ひ道北

○。口済 但當不言の結果音 結果音 結果音 結果音 治済性質音 以不済音

専ら庶務、会計等の管理事務に従事する者

第二条第一号から第八号までに掲げる者で、船舶に乗り組む者以外のもの

(8) その他指令で指定する者

(海事職俸給表(一)の適用範囲)

第六条 海事職俸表(一)は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする日本船舶(日本政府が借り入れた日本船舶以外の船舶を含む。以下同じ。)に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、事務長及び事務員その他これらと同等の職務に従事する職員に適用する。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 総トン数二十トン未満の船舶に乗り組む者
 二 公安職俸給表（二）又は医療職俸給表（一）の適用を受ける者
 （海事職俸給表（二）の適用範囲）
- 第七条** 海事職俸給表（二）は、次に掲げる職員に適用する。ただし、公安職俸給表（二）又は医療職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。
 一 濱洋区域又は近海区域を航行区域とする日本船舶に乗り組む者（海事職俸給表（二）の適用を受ける者を除く。）
 二 沿海区域又は平水区域を航行区域とする日本船舶に乗り組む者（第二条第九号に掲げる者及び公安職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）
 （教育職俸給表（二）の適用範団）
- 第八条** 教育職俸給表（二）は、気象大学校又は海上保安大学校に勤務する副校长、教頭、教授、准教授、講師及び助教に適用する。
 （教育職俸給表（二）の適用範団）
- 第九条** 教育職俸給表（二）は、国立ハンセン病療養所に置かれる附属の看護師養成所又は国立障害者リハビリテーションセンターの自立支援局の理療教育・就労支援部若しくは国立光明寮教務課若しくは学院に勤務し、教育に従事することを本務とする職員（国立障害者リハビリテーションセンター学院にあつては、指令で指定する職員に限る。）に適用する。
- 第十条** 削除
 （研究職俸給表の適用範囲）
- 第十二条** 研究職俸給表は、試験所、研究所若しくは指令で指定するこれらに準ずる機関又はその他の機関で指令で指定する部課等に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもつて試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。ただし、教育職俸給表（一）又は指定職俸給表の適用を受ける者を除く。
 （医療職俸給表（二）の適用範団）
- 第十三条** 医療職俸給表（二）は、病院、療養所、診療所等の医療施設、刑務所、拘置所等の矯正施設、検疫所及び学校等に勤務し又は船舶に乗り組み、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員に適用する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける者を除く。
 （医療職俸給表（二）の適用範団）
- 第十四条** 医療職俸給表（二）は、病院、療養所、診療所等の医療施設、刑務所、拘置所等の矯正施設、検疫所及び学校等に勤務する職員で次に掲げるものに適用する。ただし、教育職俸給表（二）の適用を受ける者を除く。
 一 調剤に従事する薬剤師
 二 栄養管理に従事する栄養士
 三 診療放射線技師及び診療エソクス線技師
 四 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員
 五 臨床工学技士
 六 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員
 七 視能訓練士その他の視能技術職員
 八 義肢装具士
 九 歯科衛生士及び歯科技工士
 十 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師
 （医療職俸給表（二）の適用範囲）
- 第十五条** 医療職俸給表（三）は、病院、療養所、診療所等の医療施設、刑務所、拘置所等の矯正施設、検疫所及び学校等に勤務し、保健指導又は看護等に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員に適用する。ただし、教育職俸給表（二）又は医療職俸給表の適用を受ける者を除く。
 （福祉職俸給表の適用範団）
- 第十六条** 福祉職俸給表（三）は、病院、療養所、診療所等の医療施設、刑務所、拘置所等の矯正施設、検疫所及び学校等に勤務し、保健指導又は看護等に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員に適用する。ただし、教育職俸給表（二）又は医療職俸給表の適用を受ける者を除く。
 一 国立障害者リハビリテーションセンターに勤務する職員で次に掲げるものの
 (1) 管理部又は病院に勤務し、入院患者の指導、訓練又は療養、退院若しくは社会復帰に伴う問題に関する助言の業務に従事する職員で指令で指定するもの
 (2) 自立支援局の総合相談支援部、第一自立訓練部、第二自立訓練部又は理療教育・就労支援部に勤務する職員で次に掲げるもの
 (3) 精神保健福祉士
 入所者の指導、心理若しくは職能の判定、訓練又は介護の業務に従事する職員で指令で指定するもの
 自立支援局国立光明寮に勤務し、入所者の指導、心理の判定又は訓練の業務に従事する職員で指令で指定するもの
 自立支援局国立保養所に勤務し、入所者の指導、心理若しくは職能の判定、訓練又は介護の業務に従事する職員で指令で指定するもの

(5) 自立支援局国立福祉型障害児入所施設に勤務する児童指導員及び保育士
 二 国立児童自立支援施設に勤務する児童自立支援専門員及び児童生活支援員
 三 国立ハンセン病療養所に勤務し、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で指令で指定するもの

(専門スタッフ職俸給表の適用範囲)

第十四条の三 専門スタッフ職俸給表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案、他国又は国際機関との交渉等を支援する業務に従事する職員として指令で指定する者に適用する。

(指定職俸給表の適用範囲)

第十五条 指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。

一 事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官及びこども家庭庁長官

二 外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第三項の序をいう。）の長官

三 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視総監、カジノ管理委員会事務局長、金融国際審議官、デジタル審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、医務技監、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官

四 国家行政組織法第三条第二項の省、会計検査院事務総局、人事院事務総局、内閣府、公正取引委員会事務総局、警察庁、金融庁及びこども家庭庁の官房長及び局長

五 気象大学校長及び海上保安大学校校長

六 経済社会総合研究所長

七 規模の大きい試験所若しくは研究所又は困難な研究を行う試験所若しくは研究所の長（前号に掲げる職員を除く。）で指令で指定するもの

八 規模の大きい病院若しくは療養所又は困難な医療業務を行う病院若しくは療養所の長で指令で指定するもの

九 その他前各号に掲げる職員に準ずる職員で指令で指定するもの

附則（昭和六〇年四月一日人事院規則九一一一）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年一二月一一一日人事院規則九一一一）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事院規則九一一一の規定は、昭和六十一年七月一日から適用する。

附則（昭和六一年四月一日人事院規則九一一一四）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年七月一日人事院規則九一一一五）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年四月五日人事院規則九一一一六）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年七月一日人事院規則九一一一七）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年五月二一日人事院規則九一一一八）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年五月二一日人事院規則九一一一九）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年一二月一日人事院規則九一一一〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成元年六月二八日人事院規則九一一一一）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成三年四月一日人事院規則九一一一一二）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成四年四月一日人事院規則九一一一一三）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成四年四月一〇日人事院規則九一一一一五）

この規則は、公布の日から施行する。

- 附 則**（平成四年七月一日人事院規則九一二一六）
 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成四年九月一一日人事院規則九一一一七）
 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成六年六月二十四日人事院規則九一一一八）
 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成六年二月一六日人事院規則九一一一九）
 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成六年六月一〇月一日人事院規則九一一一〇）
 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成七年二月一日人事院規則九一一一二）
 この規則は、平成七年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成七年三月三一日人事院規則九一一一三）
 この規則は、平成七年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成七年七月一日人事院規則九一一一四）
 この規則は、平成七年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成八年五月一日人事院規則九一一一五）
 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成八年六月一四日人事院規則九一一一四）
 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成九年四月一日人事院規則九一一一六）
 この規則は、平成九年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成九年七月一日人事院規則九一一一七）
 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一〇年六月二二日人事院規則九一一一三〇）
 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一〇年四月九日人事院規則九一一一九）
 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一〇年六月二二日人事院規則九一一一三〇）
 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一一年四月一日人事院規則九一一一三一）
 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一一年七月一日人事院規則九一一一三三）
 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一一年四月一一日人事院規則九一一一三四）
 この規則は、平成十二年一月から施行する。ただし、第四条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一一年三月三一日人事院規則九一一一三五）
 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の規則九一一二の規定は、平成十年四月九日から適用する。
- 附 則**（平成一一年六月三〇日人事院規則一一一八）
 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一一年一月二十五日人事院規則九一一一三四）
 この規則は、平成十二年七月一日から施行する。
- 附 則**（平成一一年七月一〇日人事院規則九一一一三六）
 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一二年二月二七日人事院規則一一三二）
 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。
- 1
附 則（平成一二年二月二七日人事院規則一一三三）
 （施行期日）
 この規則は、平成六年六月一日から施行する。
- （施行期日）
 この規則は、平成二年二月二七日人事院規則一一三三）
 （施行期日）
 この規則は、平成二年二月二七日人事院規則一一三三）
 抄

- 1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第九条の規定、第十条中規則九一八別表第一の改正規定、第十二条の規定、第十二条中規則九一四〇第五条の改正規定（「第二一条第一項第一号」を「第一条第三項第一号」に改める部分を除く。）並びに第十三条から第十五条まで、第十七条及び第十八条の規定は、同年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成十三年四月一日から施行する。）
- この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一三年六月二九日人事院規則九一一三八）
- この規則は、平成十三年七月一日から施行する。
- 附 則**（平成一三年三月三〇日人事院規則九一一三九）
- この規則は、平成の日から施行する。
- 附 則**（平成一四年三月一日人事院規則九一一一四〇）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一四年四月一日人事院規則九一一一四一）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一四年七月一日人事院規則九一一一四二）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一五年四月一日人事院規則九一一一四三）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一五年七月一日人事院規則九一一一四四）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一六年三月一日人事院規則九一一一四五）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一六年四月一日人事院規則九一一一四七）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一六年四月九日人事院規則九一一一四八）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一六年五月一日人事院規則九一一一四九）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一七年九月三〇日人事院規則九一一一五〇）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一八年六月三〇日人事院規則九一一一五一）
- この規則は、平成十八年七月一日から施行する。
- 附 則**（平成一八年九月三一〇日人事院規則九一一一五四）
- この規則は、平成十八年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成一九年三月三〇日人事院規則九一一一五三）
- この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一九年九月二九日人事院規則九一一一五四）
- この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一〇年一月一日人事院規則九一一一五六）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一〇年七月一日人事院規則九一一一五七）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一〇年一〇月一日人事院規則九一一一五八）
- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二一年九月一日人事院規則一一五五）
- この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二一年四月一日人事院規則九一一一五九）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年四月一日人事院規則九一一一六〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年七月一日人事院規則九一一一六一）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日人事院規則九一一一六二）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年九月一九日人事院規則一一五八）抄

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年八月二九日人事院規則九一一一六三）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年四月一日人事院規則九一一一六四）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年七月一日人事院規則九一一一六五）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日人事院規則九一一一六六）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年七月一日人事院規則九一一一六七）

この規則は、平成二十九年七月十一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日人事院規則九一一一六八）

この規則は、平成三十年三月一日から施行する。

附 則（平成三一年七月七日人事院規則九一一一六九）

この規則は、平成三十一年七月十一日から施行する。

附 則（平成三一年三月三一日人事院規則九一一一七〇）

この規則は、平成三十三年三月一日から施行する。

附 則（平成三一年四月一日人事院規則九一一一七一）

この規則は、平成三十三年四月一日から施行する。

附 則（令和二年一月七日人事院規則九一一一七〇）

この規則は、令和二年一月七日から施行する。

附 則（令和二年四月一日人事院規則九一一一七一）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年九月一日人事院規則一一七七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日人事院規則九一一一七二）

この規則は、令和五年三月三一日から施行する。

附 則（令和六年四月一日人事院規則九一一一七三）

この規則は、公布の日から施行する。